

様式第4号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市学校等適正配置計画（指針）改訂（案）】

つくば市教育局学務課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

北部地区や南部地区では児童生徒の減少に伴う小規模校化が進み、TX沿線開発地域を含む中心地区では教室不足が生じるなどの大規模校化になっています。このような二極化現象を持ち合わせていることから、この傾向を長期的に推計し、適正な規模における教育を実現するため長期的展望にたった計画が必要となりました。このため、地域代表や保護者代表、学校関係者、学識経験者からなるつくば市学区審議会を開催し、平成21年3月に策定しました。計画については、社会的な要因等による変化を考慮し、計画に柔軟性を持たせるために5年ごとに計画の見直しを実施いたします。見直しについては、平成26年8月に改訂しましたが、5年が経過することから、つくば市学区審議会を4回開催し、改訂を進めてきました。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

日立市立学校適正配置基本方針、下野市学校適正配置基本計画など事例多数

○ 未来構想における根拠又は位置付け

未来構想の「人を育み、みんなで支えあうまち」に位置付け、社会や地域で互いに支え合うことができる環境の中、世界で活躍するグローバルな人材が育つような学校の配置を目指します。

○ 関係法令、条例等

学校教育法施行規則、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む。）

中長期的な見通しのもと、小さすぎず・大きすぎない適正な規模の学校を配置することにより、すべての子どもが安定・安心・安全に通えることに寄与することができる。

つくば市学校等適正配置計画(指針)
改訂(案)
【概要版】

令和2年(2020年)2月

つくば市教育委員会

1. 適正配置計画見直しの必要性について

平成 26 年 8 月に策定された「つくば市学校等適正配置計画について(指針)」の改訂は、次の 4 点に対応する必要性が生じたことに伴うものです。

1. 児童生徒数増加への対応

平成 26 年 8 月改訂時点の児童生徒数等推計値と現在の児童生徒数等に相異が生じているため、最新の推計値データ作成とそのデータに基づいた見直しを行う必要があります。

2. 地区人口変化への対応

中心市街地において財務省による公務員宿舍売却が進められるなど、再開発等に伴う人口の変化が生じており、その変化を考慮した見直しが求められます。

3. 現在の学校及びこれからの学校への対応

平成 30 年 3 月に小学校 7 校、中学校 2 校が廃校となり、平成 30 年 4 月に義務教育学校 3 校が新たに開校しました。今後も、T X 沿線地区での人口増加が見込まれ、学校の新設が余儀なくされており、こうした事態に対応した見直しを行う必要があります。

4. 人口二極化現象への対応

現在、中心市街地の人口増と周辺市街地の人口減という人口の二極化が進んでおります。人口減が進む周辺市街地の学校及び教育環境の魅力を高めることが求められます。

2. 計画見直しに当たって考慮すべき事項

(1) 地域の実情に応じた学校配置

- 市内の公立学校等は幼稚園 16 園、小学校 29 校、中学校 12 校、義務教育学校 4 校ありますが、合併以前の旧町村時代に建設された学校が多く、必ずしも現在のつくば市の実態にあった学区とはなっていません。地域の実情に応じた学校配置、規模の適正化を考える必要があります。

(2) 人口の偏りから起こる小規模校の存在

- 市内は急激に子どもの数が減っている地域があり、小規模な学校も少なくありません。
- 小規模な学校には、地域との密接な連携や人間関係が深まりやすいなどのよさがあります。教育・学習環境を維持していくためには、すべての学校の教育環境を充実していく必要があります。

(3) 学校の老朽化に伴う改築等の問題

- 市内には老朽化により改修を必要とする校舎があり、非構造部材等の耐震改修を必要とする建物も一部含まれます。市内の公立学校施設を対象に、長寿命化計画を策定し、計画に沿って改修や改築等の必要があります。

(4) TX 沿線開発等に伴う人口急増地域の問題

- 市内には今後も、TX 沿線開発や公務員宿舎跡地等での住宅開発などに伴い、大規模な人口増加が見込まれる地域があります。これらの地域の人口増加の動向を的確に把握し、長期的な視野に立ち、学区の見直しや学校新設等の検討を行う必要があります。

(5) 小中一貫教育の現状への対応

- 施設一体型小中一貫校は、学校の統合や人口の増加等に伴い大規模校化しています。これらに対応するため、新設する場合は、施設分離型及び施設併設型小中一貫校を検討する必要があります。

3. 計画の目的と意義、計画期間

(1) 目的

- 本計画策定の目的は、現在の学校等の配置等の課題に積極的に対応するために、今後の適正な配置について中長期的な見通しを示すことです。
- つくば市の市立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の中長期的な統合や改築、新設、学区の再編等の方針と、これらに伴う建設費の想定を含めた「学校等適正配置計画（指針）」を定め、中長期的な見通しのもと、すべての子どもが安定・安心・安全に通える区域内に小さすぎず・大きすぎない適正な規模の学校を配置していきたいと考えています。

(2) 意義

- 今後のつくば市の教育行政の展開について見通しが持て、中長期的に目標と施策を設定することができる。
- 市民に将来直面するであろう課題を予め示し、課題解決への協力を訴えることができる。
- 年次的に均衡の取れた財政計画を策定することができる。

(3) 計画期間

- 本計画の計画期間は、2020年度から2038年度までとします。
- この計画の児童生徒数等の推計は現在のつくば市の関連するデータをもとに行っておりますので、今後様々な社会的な要因等の変化によってつくば市の様相が移り変わり、児童生徒数等も本計画推計との相違が生じてくることが予想されます。そのため、計画に柔軟性を持たせるとともに、5年ごとに状況の変化に応じた計画の見直しを行っていきます。

4. 標準規模校の設定とあり方

(1) 標準規模校の設定

- 「学校規模」の基礎単位は「学級規模」です。国が示す学級規模は「40人編製の学級^{※1}」を基準とし、小学校・中学校それぞれの学校規模は「12学級以上18学級以下^{※2}」義務教育学校は「18学級以上27学級以下^{※2}」を標準としています。
- また、茨城県教育委員会が示している学校規模は、「小学校は12学級以上^{※3}」、「中学校は9学級以上^{※3}」を望ましいとしています。
- 学校規模については、国と県の考え方に開きがありますが、つくば市においては、よりよい教育活動の活性化を図るため、学級規模が「1学級40人以下」で、学校規模が小学校においては「学級数12～24学級（学年2～4学級）」、中学校においては「学級数12～18学級（学年4～6学級）」となる学校を『標準規模校』とします。
- また、施設一体型小中一貫校^{※4}の標準規模を考える際に、教科の専門性を生かした学習指導、児童生徒へのきめ細やかな対応の観点から、5～6年生における教科担任制を取り入れた授業を実施しやすくすることが重要となります。したがって、義務教育学校については、「学級数18～45学級（学年2～5学級）」となる学校を『標準規模校』とします。ただし、地域の実態その他特別な事情により、17学級以下や46学級以上であっても許容されることがあります。
- なお、本計画では、学級数が標準規模校に満たない学校を『小規模校』、学級数が標準規模校を超える学校を『大規模校』とします。

※1：学校教育法施行規則（第40条・第69条・第79条の2）にもとづく小学校・中学校設置基準（ともに第4条）及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（第3条）

：但し、小学校の第1学年の児童で編制する学級にあっては35人とする（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）（第3条第2項）

※2：学校教育法施行規則（第41条・第79条・第79条の3）及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（第4条）

※3：「公立小・中学校の適正規模」（指針）茨城県教育委員会策定（平成20年4月）

※4：施設分離型小中一貫校のうち構成する小学校及び中学校がそれぞれ1校の場合も含む

5. 学校別児童生徒数の推計

●児童数の推移

学校名	令和元年度	令和5年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	
大曾根小	650	653	622	600	546	
前野小	143	138	137	135	118	
要小	122	106	98	80	87	
吉沼小	210	167	130	101	88	
上郷小	279	254	151	111	94	
今鹿島小	180	137	97	95	79	
沼崎小	468	361	349	322	260	
小野川小	328	343	337	327	314	
真瀬小	161	123	115	106	85	
島名小	659	811	854	737	665	
谷田部南小	86	69	54	56	50	
谷田部小	664	862	1,225	1,170	885	
柳橋小	144	77	42	40	37	
葛城小	384	543	639	677	661	
栗原小	272	382	439	376	283	
栄小	264	280	339	286	204	
九重小	244	289	436	417	286	
荃崎第一小	650	532	471	445	405	
荃崎第二小	158	145	132	126	122	
荃崎第三小	212	156	120	104	93	
竹園東小	658	705	649	535	449	
竹園西小	769	933	929	778	707	
桜南小	388	348	347	270	203	
並木小	400	229	179	221	177	
松代小	497	400	368	354	335	
手代木南小	367	330	354	285	215	
二の宮小	632	585	523	529	557	
東小	488	465	433	412	390	
吾妻小	541	571	713	658	469	
春日学園(前期)	863	678	577	586	565	
秀峰筑波(前期)	758	606	502	485	465	
学園の森 (前期)	*1	1,319	2,230	2,303	1,869	1,805
	*2	1,319	2,159	2,241	1,757	1,360
	*3	1,319	2,139	2,123	1,688	1,392
	*4	1,319	2,083	2,019	1,642	1,407
みどりの学園 (前期)	*5	843	2,140	3,244	2,710	2,556
	*6	843	2,054	3,019	2,599	2,014
	*7	843	2,042	291	2,475	2,015
	*8	843	2,024	2,856	2,409	1,977
児童数合計	*9	14,801	16,648	17,908	16,003	14,255
	*10	14,801	16,491	17,621	15,780	13,268
	*11	14,801	16,459	14,775	15,587	13,301
	*12	14,801	16,385	17,236	15,475	13,278

- *1：5年で計画戸数100%を達成する場合
- *2：10年で計画戸数100%を達成する場合
- *3：15年で計画戸数100%を達成する場合
- *4：20年で計画戸数100%を達成する場合

- *5：6年で計画戸数100%を達成する場合
- *6：10年で計画戸数100%を達成する場合
- *7：15年で計画戸数100%を達成する場合
- *8：20年で計画戸数100%を達成する場合

- *9：学園の森が*1、みどりの学園が*5の場合
- *10：学園の森が*2、みどりの学園が*6の場合
- *11：学園の森が*3、みどりの学園が*7の場合
- *12：学園の森が*4、みどりの学園が*8の場合

●生徒数の推移

学校名		令和元年度	令和5年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
大徳中		473	471	447	428	420
豊里中		455	408	334	294	232
谷田部中		456	469	491	612	549
高山中		245	393	461	460	375
桜中		295	375	473	552	465
荃崎中		197	175	131	108	102
高崎中		300	317	236	226	213
竹園東中		608	792	879	821	650
並木中		376	326	228	226	192
手代木中		470	611	595	630	647
吾妻中		265	183	197	249	211
谷田部東中		589	664	653	601	576
春日学園(後期)		470	433	310	260	252
秀峰筑波(後期)		368	379	269	239	233
学園の森 (後期)	*1	200	652	1,116	1134	865
	*2	200	625	1,093	1085	815
	*3	200	616	1,081	985	759
	*4	200	595	1,045	943	757
みどりの学園 (後期)	*5	133	365	1,115	1,624	1,240
	*6	133	347	1,068	1,486	1,237
	*7	133	346	1,058	1,418	1,149
	*8	133	344	1,050	1,392	1,118
生徒数合計	*9	5,900	7,013	7,935	8,464	7,222
	*10	5,900	6,968	7,865	8,277	7,169
	*11	5,900	6,958	7,843	8,109	7,025
	*12	5,900	6,935	7,799	8,041	6,992

- *1：5年で計画戸数100%を達成する場合
- *2：10年で計画戸数100%を達成する場合
- *3：15年で計画戸数100%を達成する場合
- *4：20年で計画戸数100%を達成する場合

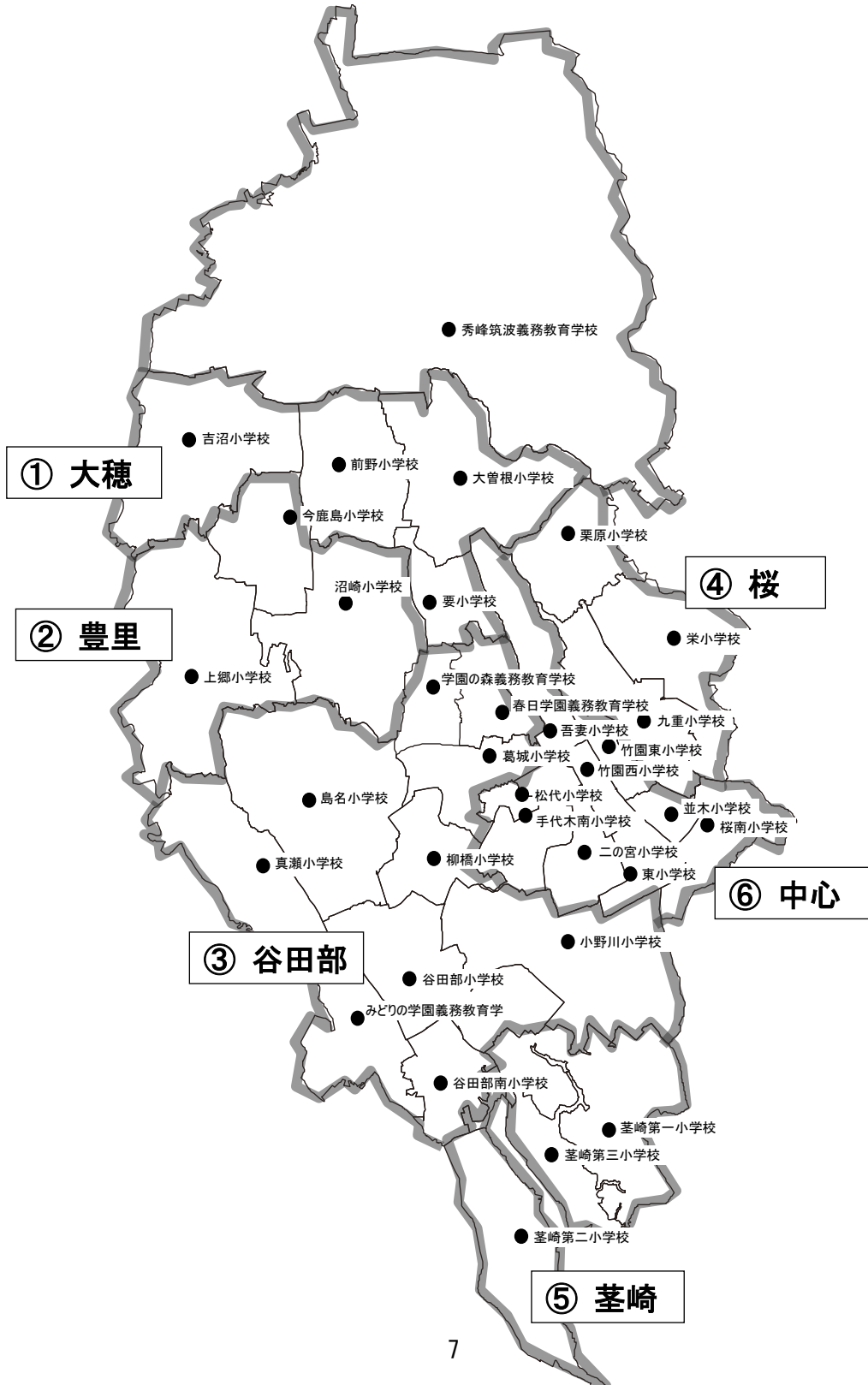
- *5：6年で計画戸数100%を達成する場合
- *6：10年で計画戸数100%を達成する場合
- *7：15年で計画戸数100%を達成する場合
- *8：20年で計画戸数100%を達成する場合

- *9：学園の森が*1、みどりの学園が*5の場合
- *10：学園の森が*2、みどりの学園が*6の場合
- *11：学園の森が*3、みどりの学園が*7の場合
- *12：学園の森が*4、みどりの学園が*8の場合

6. つくば市学校等適正配置計画

- つくば市の学校等適正配置計画（指針）見直しは、令和元年度（2019年度）から令和20年度（2038年度）までの期間について、適正配置方針を設定します。
- また、この期間を第1期（令和元年度～令和5年度）、第2期（令和6年度～令和10年度）、第3期～第4期（令和11年度～令和20年度）に区分して、段階的に配置方針を設定します。

(1) 小学校の地区及び学校区分図（現状）



(2) 小学校の学校別適正配置方針

①大穂地区

この地区においては、多くの学校が小規模校化することが予想されます。

学校名	期別の方針	
	第一期 (R1～5) / 第二期 (R6～10) / 第三期～四期 (R11～20)	
大穂学園 大曾根小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
大穂学園 前野小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
大穂学園 要小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
大穂学園 吉沼小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る

②豊里地区

この地区においては、すべての学校が小規模校化することが予想されます。

学校名	期別の方針	
	第一期 (R1～5) / 第二期 (R6～10) / 第三期～四期 (R11～20)	
豊里学園 上郷小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
豊里学園 今鹿島小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
豊里学園 沼崎小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る

③谷田部地区

大規模校化の対応が必要となり、香取台地区内の新設予定校との学区再編が課題と考えられます。

また、小規模校で推移すると考えられます。

学校名	期別の方針	
	第一期（R1～5）／第二期（R6～10）／第三期～四期（R11～20）	
洞峰学園 小野川小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
高山学園 真瀬小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
高山学園 島名小	一期	●（仮称）TX 沿線開発島名・福田坪地区小学校新設校に学区の分割を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
輝翔学園 谷田部南小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
輝翔学園 谷田部小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●教室不足に陥る前に、増設を検討する
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
輝翔学園 柳橋小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
光輝学園 葛城小	一期	●教室不足に陥る前に、増設を検討する
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る

④桜地区

全般的に児童数の増加が予想されるため、校舎の増築等の対応が必要と考えられます。

学校名	期別の方針	
	第一期（R1～5）／第二期（R6～10）／第三期～四期（R11～20）	
桜学園 栗原小	一期	●教室不足に陥る前に、増設を検討する
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
桜学園 栄小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●吉瀬地区を桜南小学校区へと学区調整を検討する
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
桜学園 九重小	一期	●教室不足に陥る前に、増設を検討する
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●上ノ室地区の一部の分離と並木小学校区との学区調整を検討する

⑤ 荃崎地区

小規模校で推移することが予想される学校については、統合等の検討が必要と考えられます。

学校名	期別の方針	
	第一期（R1～5）／第二期（R6～10）／第三期～四期（R11～20）	
高崎学園 荃崎第一小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
荃崎学園 荃崎第二小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●荃崎第三小学校との統合を検討する
荃崎学園 荃崎第三小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●荃崎第二小学校との統合を検討する

⑥中心地区

一部の学校で、公務員宿舎の削減計画の影響により、児童数の減少が予想されるため、学区調整等が必要と考えられます。

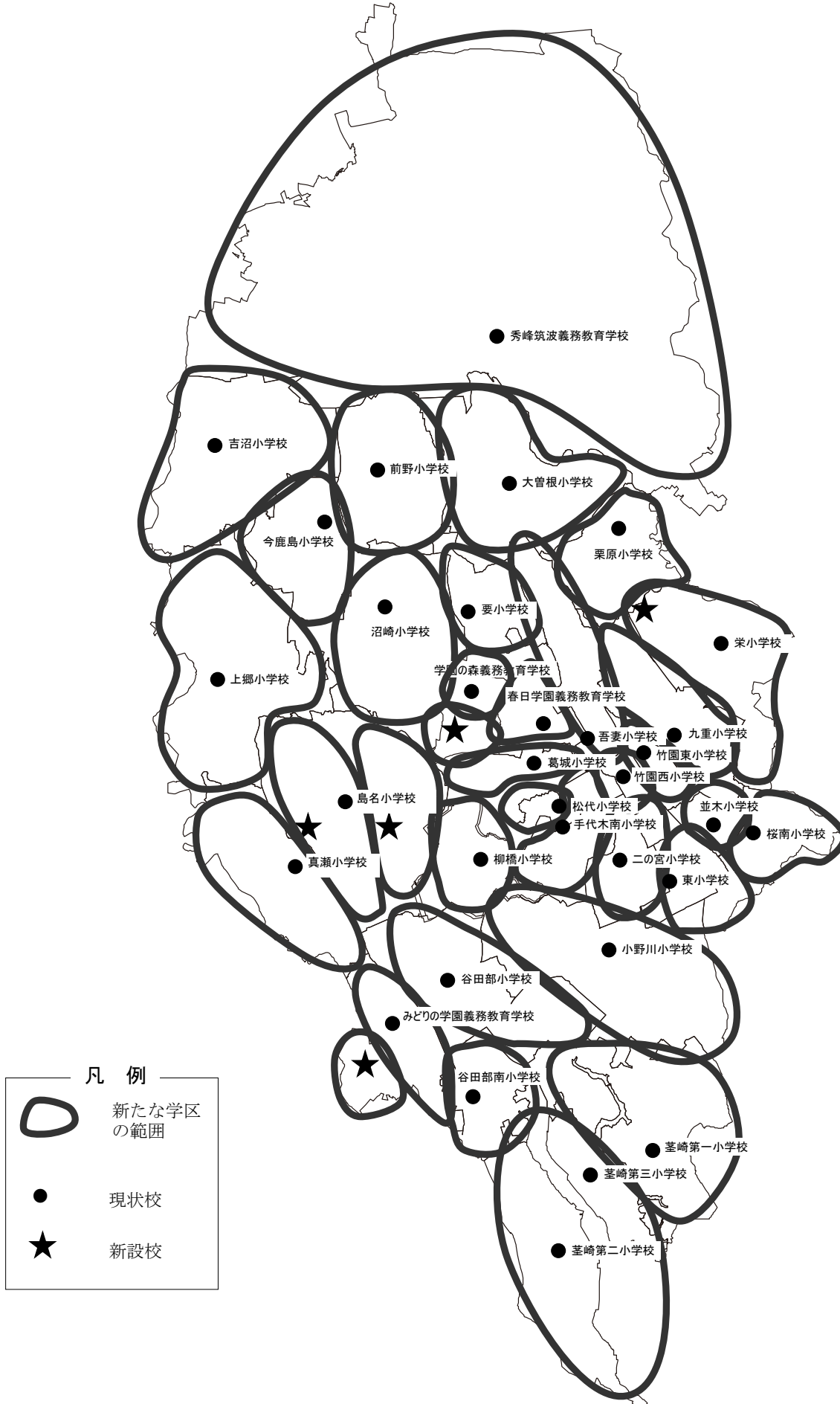
学校名	期別の方針	
	第一期（R1～5）／第二期（R6～10）／第三期～四期（R11～20）	
竹園学園 竹園東小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
竹園学園 竹園西小	一期	●竹園西小学校区の千現2丁目の分離を検討し、二の宮小学校区との学区調整を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
桜並木学園 桜南小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●栄小学校区の吉瀬地区を桜南小学校区へと学区調整を図る
	三期～四期	●桜南小学校区の大角豆南部の分離を検討し、東小学校区との学区調整を図る
桜並木学園 並木小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●九重小学校区の上ノ室地区の一部の分離を検討し、並木小学校区との学区調整を図る
光輝学園 松代小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
光輝学園 手代木南小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
洞峰学園 二の宮小	一期	●竹園西小学校区の千現2丁目の分離を検討し、竹園西小学校区との学区調整を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
洞峰学園 東小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●桜南小学校区の大角豆南部の分離を検討し、桜南小学校区との学区調整を図る
吾妻学園 吾妻小	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る

⑦TX沿線開発地区

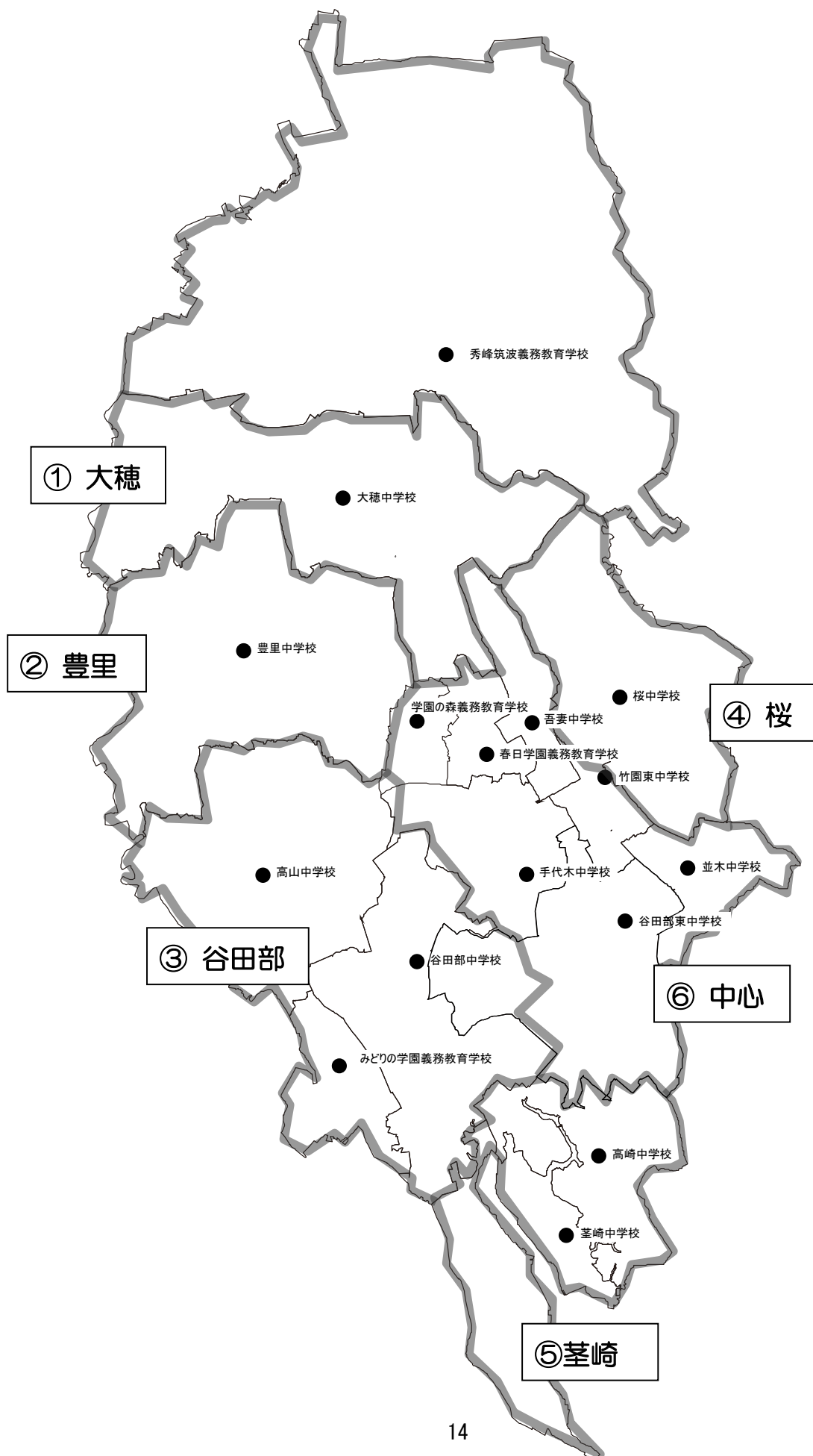
葛城地区、島名・福田坪地区、上河原崎・中西地区、萱丸地区、中根・金田台地区、いずれも学校予定地が確保され、学校の新設が見込まれています。周辺既設校との学区調整が課題となります。

学校名	期別の方針	
	第一期（R1～5）／第二期（R6～10）／第三期～四期（R11～20）	
（仮称）研究学園小学校 新設校	一期	●学園の森義務教育学校から学区の分割を検討し、（仮称）研究学園小学校の新設を図る ●施設併設型小中一貫校を検討する
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
（仮称）TX沿線開発島名・福田坪地区 北部小学校新設校	一期	●島名小学校から分割を検討し、（仮称）TX沿線開発島名・福田坪地区北部小学校の新設を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
（仮称）TX沿線開発中根・金田台地区 小学校新設校	一期	●（仮称）TX沿線開発中根・金田台地区小学校の新設を検討する
	二期	—
	三期～四期	—
（仮称）TX沿線開発上河原崎・中西地区 小学校新設校	一期	—
	二期	—
	三期～四期	●（仮称）TX沿線開発上河原崎・中西地区小学校の新設を検討する
（仮称）みどりの南部小学校 新設校	一期	●みどりの学園義務教育学校から学区の分割を検討し、（仮称）みどりの南部小学校の新設を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る

(3) 令和 20 年度の学校区イメージ図



(4) 中学校の地区及び学校区分図（現状）



(5) 中学校の学校別適正配置方針

①大穂地区

生徒数の減少が予想されます。

学校名	期別の方針 第一期 (R1~5) / 第二期 (R6~10) / 第三期~四期 (R11~20)	
	大穂学園 大穂中	一期
二期		●第一期の学区の維持を図る
三期~四期		●第二期の学区の維持を図る

②豊里地区

小規模校で推移することが予想されます。

学校名	期別の方針 第一期 (R1~5) / 第二期 (R6~10) / 第三期~四期 (R11~20)	
	豊里学園 豊里中	一期
二期		●第一期の学区の維持を図る
三期~四期		●第二期の学区の維持を図る

③谷田部地区

生徒数の増加が予想されるため、校舎の増築等の対応が必要と考えられます。

学校名	期別の方針 第一期 (R1~5) / 第二期 (R6~10) / 第三期~四期 (R11~20)	
	輝翔学園 谷田部中	一期
二期		●第一期の学区の維持を図る
三期~四期		●第二期の学区の維持を図る
高山学園 高山中	一期	●教室不足に陥る前に、増設を検討する
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期~四期	●第二期の学区の維持を図る

④桜地区

国指定史跡区域内のため、増改築の際には対応策を考える必要があります。

学校名	期別の方針 第一期 (R1~5) / 第二期 (R6~10) / 第三期~四期 (R11~20)	
	桜学園 桜中	一期
二期		●第一期の学区の維持を図る
三期~四期		●第二期の学区の維持を図る

⑤ 荃崎地区

生徒数の減少が続き、将来においては統合の検討が必要と考えられます。

学校名	期別の方針	
	第一期（R1～5）／第二期（R6～10）／第三期～四期（R11～20）	
荃崎学園 荃崎中	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
高崎学園 高崎中	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る

⑥ 中心地区

一部の学校で、公務員宿舎の削減計画の影響により、生徒数の減少が予想されるため、隣接中学校との学区調整等が必要と考えられます。

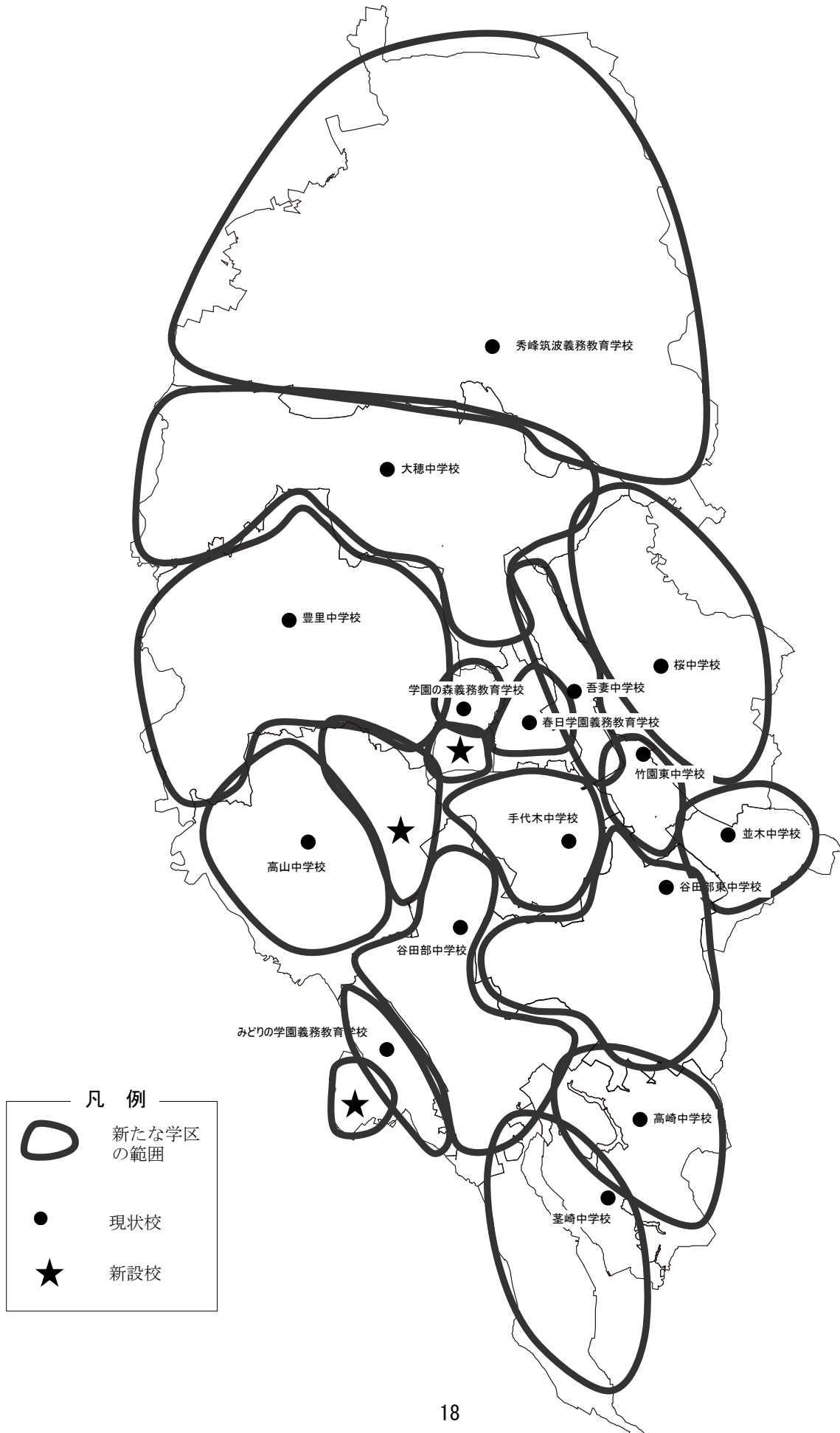
学校名	期別の方針	
	第一期（R1～5）／第二期（R6～10）／第三期～四期（R11～20）	
竹園学園 竹園東中	一期	●竹園東中学校区の千現2丁目の分離を検討し、谷田部東中学校区との学区調整を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
桜並木学園 並木中	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●並木中学校区の大角豆南部の分離を検討し、谷田部東中学校区との学区調整を図る
光輝学園 手代木中	一期	●教室不足に陥る前に、増設を検討する
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
吾妻学園 吾妻中	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る
洞峰学園 谷田部東中	一期	●竹園東中学校区の千現2丁目の分離を検討し、竹園東中学校区との学区調整を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●並木中学校区の大角豆南部の分離を検討し、並木中学校区との学区調整を図る

⑦ TX沿線開発地区

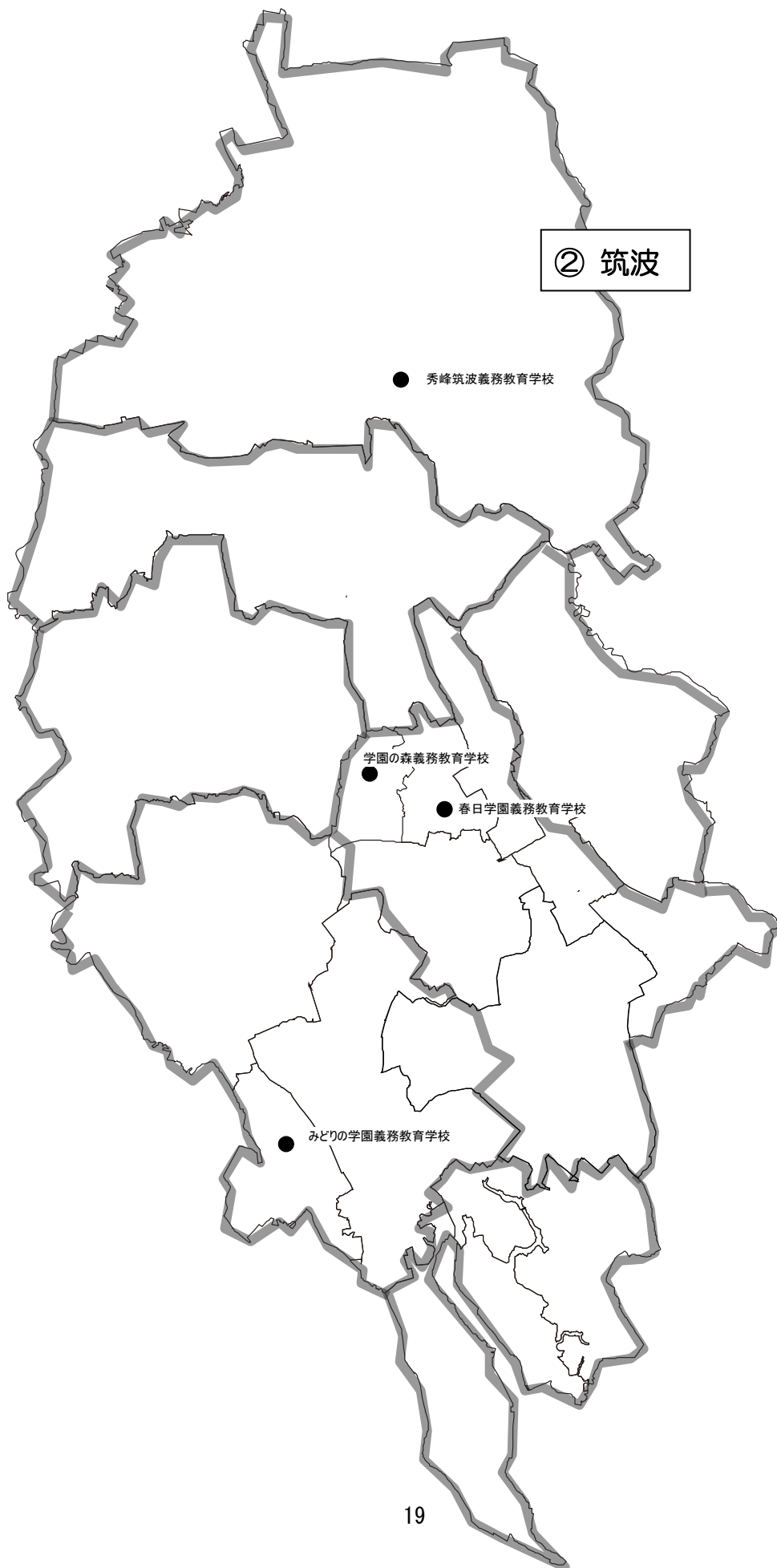
それぞれのTX沿線開発地区内の新設予定校に関わる学区再編が課題となります。

学校名	期別の方針	
	第一期（R1～5）／第二期（R6～10）／第三期～四期（R11～20）	
（仮称）研究学園 中学校新設校	一期～二期	●学園の森義務教育学校から学区の分割を検討し、（仮称）研究学園中学校の新設を図る ●施設併設型小中一貫校を検討する
	三期～四期	●第一期～第二期の学区の維持を図る
（仮称）TX沿線開発 島名・福田坪地区 中学校新設校	一期	—
	二期	—
	三期～四期	●高山中学校から学区の分割を検討し、（仮称）TX沿線開発島名・福田坪地区中学校の新設を検討する
（仮称）TX沿線開発 中根・金田台地区 中学校新設校	一期	●桜中の移転及び新設を検討する
	二期	—
	三期～四期	—
（仮称）みどりの南部 中学校新設校	一期	●みどりの学園義務教育学校から学区の分割を検討し、（仮称）みどりの南部中学校の新設を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期～四期	●第二期の学区の維持を図る

(6) 令和20年度の学校区イメージ図



(7) 義務教育学校の地区及び学校区分図（現状）



(8) 義務教育学校の適正配置計画の学校別適正配置方針

① T X 沿線開発地区

児童生徒数の増加が予想され、新設校との学区調整が課題となります。

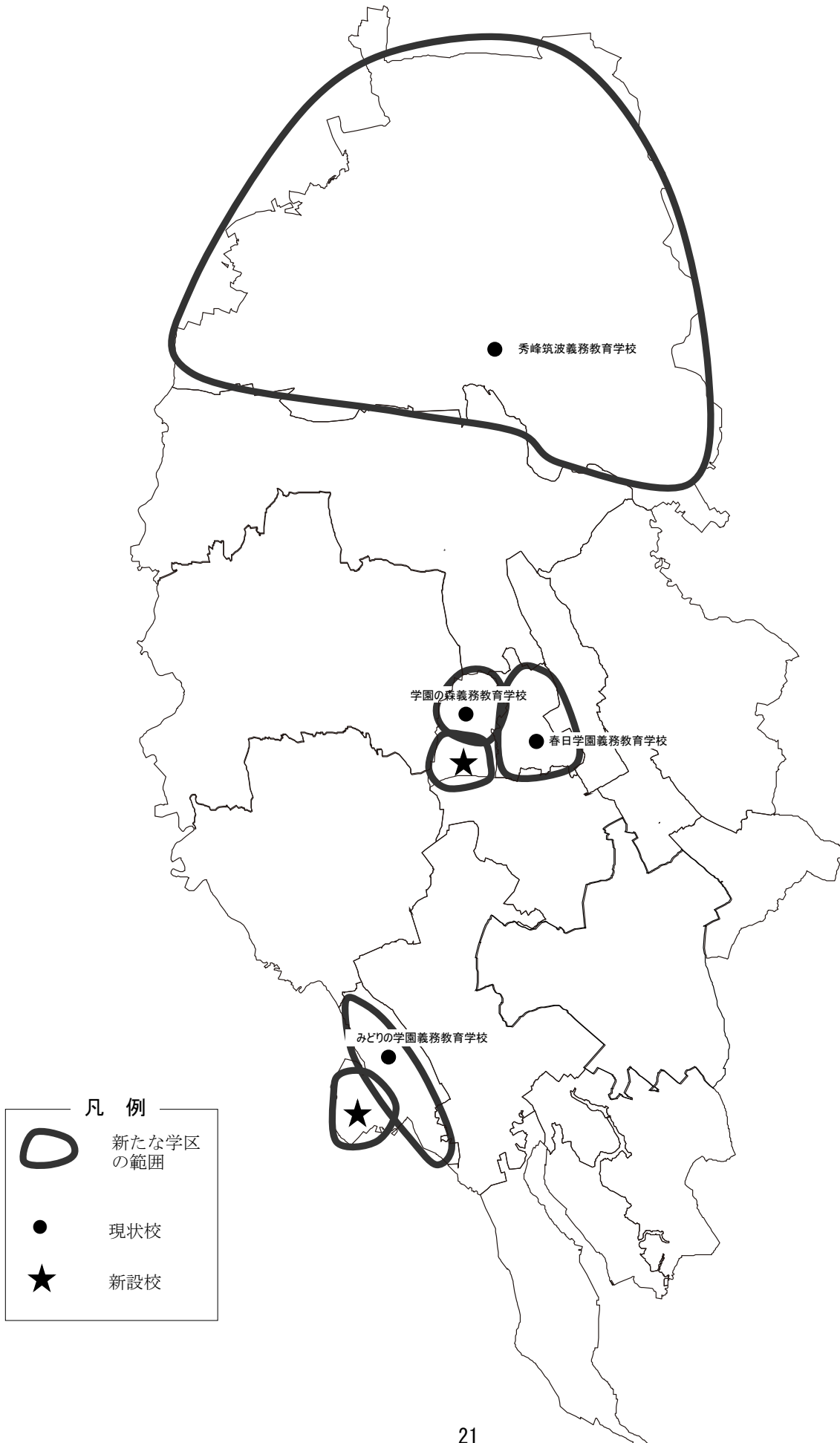
学校名	期別の方針	
	第一期 (R1~5) / 第二期 (R6~10) / 第三期~四期 (R11~20)	
春日学園 義務教育学校	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期~四期	●第二期の学区の維持を図る
学園の森 義務教育学校	一期	●(仮称) 研究学園小・中学校への学区の分割を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期~四期	●第二期の学区の維持を図る
みどりの学園 義務教育学校	一期	●(仮称) みどりの南部小・中学校への学区の分割を図る ●教室不足に陥る前に、増設を検討する
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期~四期	●第二期の学区の維持を図る

② 筑波地区

児童生徒数が減少することから学区の維持を図ることが必要となります。

学校名	期別の方針	
	第一期 (R1~5) / 第二期 (R6~10) / 第三期~四期 (R11~20)	
秀峰筑波 義務教育学校	一期	●現状の学区の維持を図る
	二期	●第一期の学区の維持を図る
	三期~四期	●第二期の学区の維持を図る

(9) 令和20年度の学校区イメージ図



(9) 幼稚園の適正配置方針

- 全国的に少子高齢化が進み人口が減少している中、つくば市の人口は現在 24 万人を超え、さらに年々増加傾向にあります。これに伴い幼児数も増加していますが、研究学園都市中心地域の幼児数は増加しているのに対し、一部周辺地域では幼児数が減少傾向にあり、幼児数の分布状況に地域差が生じています。
- また、幼稚園・保育所の利用状況は、市立幼稚園を利用する人数に比べ、市立幼稚園以外の私立幼稚園や保育所を利用する人数が多く、令和元年 10 月からは幼児教育・保育の無償化が実施され、将来の市立幼稚園の利用状況を把握することが難しい状況になっています。
- このため、市立幼稚園の適正配置計画は、人口の定着や充足率、あるいは建物の老朽化の対応などを踏まえて、市内を『中心部』と『周辺部』に分けて、それぞれの「動向及び課題」を把握し第一期から第四期までの「幼稚園の配置方針」を設定します。

1) 幼稚園の配置方針

①中心部

期別の方針 第一期 (R1~5) / 第二期 (R6~10) / 第三期~四期 (R11~20)		幼稚園名
一期	<ul style="list-style-type: none"> ●手代木南幼稚園と松代幼稚園との統合を検討する ●松代幼稚園と吾妻幼稚園の園区の調整を検討する 	手代木南 二の宮 竹園東 吾妻 桜南 竹園西 東 松代
二期	●第一期の園区の維持を図る	
三期~四期	●第二期の園区の維持を図る	

②周辺部

期別の方針 第一期 (R1~5) / 第二期 (R6~10) / 第三期~四期 (R11~20)		幼稚園名
一期	<ul style="list-style-type: none"> ●高崎幼稚園と岩崎幼稚園の統合を検討する ●谷田部幼稚園の移転を検討する 	大穂 上郷 谷田部 島名 桜 筑波 高崎 岩崎
二期	●第一期の園区の維持を図る	
三期~四期	●第二期の園区の維持を図る	

(8) 幼稚園の期別配置方針図

●第一期から第四期の方針図（令和元年度～令和20年度）

